

- だけ多くの人々が利用できるように努めること
- ③ 予約図書は諸種の事情により提供できない場合もあることを予めご承知ください。
 - ④ 予約図書は原則として次の巡回時に届けるが、急を要する場合は郵送も行う
 - ⑤ 予約カードの他に口頭、電話、文書などで直接県立図書館に申し込む場合は「館外奉仕課」と明示し、あづま号巡回日の1ヵ月前までに申し込む。
 - ⑥ 予約期限は受付けた日から1ヵ年とし、期限が経過したものは取り消したものととして処理する。

2 親子読書文庫の推進

本年度は新たに3ヵ所を増設し、全体として20ヵ所とした設置計画は一応完了した。

運営は全般的に良好な状態で、この活動が刺激となって周辺町村に対し、波及効果が期待される状況が生み出されつつある。

親子読書文庫実施要項

- (1) 趣 旨
親と子の読書を通して読書習慣を形成し、親と子どもがともに読みかつ話し合うという行為の中から豊かな情操と心身の健全な成長を図るとともに、子どもの生活・教育・文化等幅広い活動を推進することを目的とし、この目的のために資料及び運営等について市町村を援助する。
- (2) 設置主体
当該市町村教育委員会とする。
- (3) 設置対象
 - ① 公 民 館
 - ② 市町村教育委員会の推せんによる児童数 200名以下の小学校
 - ③ ボランティア活動としての地域文庫または家庭文庫
- (4) 事業内容
設置団体はおよそ次のようなことを行う。
 - ① 子供の読書習慣の形成
 - ② 親と子どもと一緒に読書することにより家庭内でのコミュニケーションの場とする。
 - ③ 子供の本について、また、広く子供の生活・教育・文化等についての認識を高めるための行事を行う。
 - ④ 読書施設の充実を図る。
- (5) 指導及び助言
教育事務所及び県立図書館は、当該市町村教育委員会又は設置団体の求めに応じて、指導又は助言を行う。
- (6) 設置数
県内20ヵ所とする。
- (7) 設置期間
同一団体3ヵ年とする。ただし状況により更新を妨げない。
- (8) 文庫の内容
1セット150～200冊の児童書と若干の成人用図書とする。
- (9) 文庫の交換
年3回乃至4回とする。
- (10) 設置申請等
親子読書文庫設置申請書（第1号様式）を当該市町村教

育委員会から教育事務所を経由して県立図書館長あて提出する。設置期間が満了又は他に変更する場合も同様とする

(11) 設置及び満了通知

設置申請があったとき又は設置期間が満了したときは、親子読書文庫設置通知書（第2号様式）又は親子読書文庫満了通知書（第3号様式）により教育事務所を経由して当該市町村教育委員会から設置団体代表者に対し、設置あるいは満了の通知をするものとする。

(12) 運営状況の報告

設置代表者は、毎年度末に親子読書文庫運営状況報告書（第4号様式）により、その運営状況について県立図書館長に報告するものとする。この場合も書類の経由については「10」の例によるものとする。

- (13) この要項は昭和52年4月1日から実施する（様式略）

親子読書文庫設置状況(昭和51年度)

管 内 別	設 置 場 所	設 置 年
県 北	国見町親子読書文庫	47.10
〃	国見町立森江野小学校	49.5
〃	梁川町立五十沢小学校	49.5
〃	飯野町立明治小学校	50.5
県 中	船引町立櫛山小学校	50.5
〃	船引町立中山小学校	50.5
〃	天栄村立広戸小学校	49.5
〃	古殿町立大原小学校	51.5
県 南	表郷村立表郷第四小学校	51.5
〃	中島村立滑津小学校	49.5
〃	矢祭町立内川小学校	47.10
会 津	昭和村立野尻小学校	50.5
〃	北塩原村立裏磐梯小学校	49.5
南 会 津	田島町立栗生沢小学校	49.5
〃	只見町立朝日小学校	50.5
い わ き	いわき市四倉公民館	51.5
〃	いわき市ともだち文庫	51.5
〃	いわき市立川部小学校	51.5
相 双	飯館村立白石小学校	47.10
〃	浪江町立浪江小学校	49.5

3 広報・普及事業

(1) 館報「あづま」の発行

① 編集方針

図書館のもつ機能を県民に理解してもらおうと同時に、更に県民に図書館が支持され、積極的に利用されるよう広報する。

② 内 容

ア 表 紙

188号 新聞ゆり子「虹のたつ峰をこえて」

189号 大石邦子「この生命ある限り」

190号 菅生浩「巢立つ日まで」

イ 特集記事

188号—190号 公民館図書室を考える その1—そ